

V. 移行前後の業務運用等について(関係省庁関連)

1. 関係省庁業務の移行時間等について

NACCS更改に伴い、関係省庁業務（港湾サブシステム、輸入食品監視支援業務、植物検疫関連業務、動物検疫関連業務、医薬品医療機器等申請業務、輸出証明書等発給申請業務及び貿易管理サブシステム）についても移行処理等が必要となるため、オンライン業務はすべて利用不可となります。移行処理等に伴って各業務が利用不可となる時間等は、次の表のとおりとなります。

業務名等	業務停止・終了日時	業務開始日時
港湾サブシステム	10月7日(土)	10月8日(日) 05:00
乗員上陸許可支援システム	18:00	
輸入食品監視支援業務	10月7日(土) 23:15	
植物検疫関連業務		
動物検疫関連業務		
医薬品医療機器等申請業務		
輸出証明書等発給申請業務		
貿易管理サブシステム	10月8日(日) 13:00	

2. 移行前後の留意事項等

第5次NACCSに登録されている届出・申請等の情報は、原則全て第6次NACCSへ移行し、第6次NACCSで後続処理を行うことを可能としていますが、移行処理を円滑に行うため、第5次NACCSで行った届出・申請等は、可能な限り第5次NACCSで手続を終了していただきますようお願いします。

なお、一部関係省庁業務においては対応が異なりますので、以下の内容をご確認いただき、対応をお願いします。

(1) 港湾サブシステム

海上入出港、港湾関連業務を提供する港湾サブシステムは、第6次NACCS稼働に合わせてNACCS本体への統合を行なうため、平成29年10月7日(土)18:00からシステムを停止し、移行処理を実施します。

当該移行時における海上入出港、港湾関連業務に関する留意事項等の詳細については、VI. 2. を参照してください。

(2) 輸入食品監視支援業務

第5次NACCSで処理中の輸入食品監視支援業務に係る関連データについては、全て第6次NACCSに移行します。したがって、更改前に行った事項登録中のデータ、届出中のデータ等は全て第6次NACCSにおいても継続して利用することが可能となります。なお、輸入者コードについては、移行処理の際、法人番号との紐付け情報に基づきコード変換した値を設定しますのでご注意ください。ただし、紐付け情報が無く、コード変換ができない場合は、変換せずに第5次NACCSの値の末尾にスペースを付与し設定します。

(3) 植物検疫関連業務

第5次NACCSで処理中の植物検疫関連業務に係る関連データについては、全て第6次NACCSに移行します。したがって、更改前に行った事項登録中のデータ等は全て更改後においても継続して利用することが可能となります。なお、荷受人コードは、法人番号との紐付け情報に基づきコード変換した値を設定しますのでご注意ください。ただし、紐付け情報が無く変換ができない場合は、変換せずに第5次NACCSで入力した値を設定します。

(4) 動物検疫関連業務

第5次NACCSで処理中の動物検疫関連業務に係る関連データについては、全て第6次NACCSに移行します。したがって、更改前に行った事項登録中のデータ等は全て更改後においても継続して利用することが可能となります。なお、荷受人コードは、法人番号との紐付け情報に基づきコード変換した値を設定しますのでご注意ください。なお、紐付け情報が無く変換ができない場合は、変換せずに第5次NACCSで入力した値を設定します。

(5) 医薬品医療機器等申請業務

① 医薬品医療機器等輸入報告関連

イ 移行対象データ

医薬品医療機器等輸入報告業務に関しては、第5次NACCSで受理済みとなっている情報のみを移行します。したがって、更改前に行った事項登録中のデータ及び申請済みで審査中の医薬品医療機器等輸入報告の情報等は、移行対象外となります。第6次NACCS稼働後に継続して利用することができませんのでご注意ください。なお、第6次NACCSのサービス開始後に、あらためて「医薬品医療機器等輸入報告事項登録(POA)」業務から再実施する必要があります。

ロ 入力欄数の制限

「医薬品医療機器等輸入報告事項登録(POA)」業務に係る輸入品目名称について、第5次NACCSでは1届出あたり最大100欄まで入力可能ですが、第6次NACCSか

ら1届出あたり最大5欄までの入力となります。移行処理においては、第5次NACCSで入力された最初の5欄までのみ移行し、6欄以降は移行対象外となります。このため、移行時における運用の混乱を避けるため、平成29年9月1日（金）以降は、5欄（5品目）を超える輸入品目については、第5次NACCSにおいても報告単位を分割して申請してください。

② 医薬品医療機器等輸出用届出関連

「医薬品医療機器等輸出用届出関連（PTA）」業務に係るデータは、全て第6次NACCSに移行します。ただし、第6次NACCS稼働後は、事前に利用者情報登録を行う「医薬品医療機器等利用者情報登録（PYA）」業務に次の項目が追加されますので、移行された届出の審査の際に、PYA業務による項目の追加が必要となります。したがって、第5次NACCSで審査が終了しないと思われる届出は、第6次NACCS稼働後に、PYA業務により、追加となった次の項目を登録した上で、PTA業務を行ってください。

【PYA業務における追加項目】

- a. 担当者氏名
- b. 担当者電話番号
- c. 主たる機能を有する事務所又は製造所名称
- d. 主たる機能を有する事務所又は製造所所在地

③ 医薬品医療機器等利用者情報登録

第5次NACCSにおいて「医薬品医療機器等利用者情報登録（PYA）」業務による登録又は変更を行う場合は、平成29年10月6日（金）12:00までに実施してください。この時間を過ぎた場合は、第5次NACCSでの厚生局の確認が行われませんので、第6次NACCSのサービス開始後に実施する必要があります。なお、前述のとおり、第6次NACCSのPYA業務では項目追加を行いますので、急を要しない場合は、第6次NACCS稼働後に同業務を行っていただければ、二度手間が発生しません。

(6) 輸出証明書等発給申請業務

第5次NACCSにおいては平成29年10月7日（土）23:15まで実施可能です。なお、第6次NACCSにおいては、翌8日（日）05:00から実施可能となります。

(7) 貿易管理サブシステム

貿易管理サブシステムについては、第6次NACCS稼働後も引続きサブシステムとして継続し、特段の業務仕様の変更等も発生しませんので、これまでどおりご利用いただけます（ただし、第6次NACCS用のパッケージソフトをご利用いただく必要があります。）。なお、第6次NACCSとの接続作業等が必要となるため、平成29年10月7日（土）23:15から翌8日（日）13:00までの間、システムを停止しますので、ご留

意ください。

(8) 乗員上陸許可支援システム

法務省入国管理局の乗員上陸許可支援システムについては、平成29年10月7日（土）18：00から翌8日（日）05：00の間はシステムを停止します。なお、移行処理に伴う留意事項等の詳細につきましては、VI. 2.（2）を参照ください。